

高浜発電所 1、2 号機の工事計画認可申請の 補正書の再提出について

平成 2 8 年 5 月 2 7 日

関西電力株式会社

高浜発電所1、2号機の工事計画認可申請の補正書の概要

<高浜発電所1、2号機の工事計画認可申請の経緯>

- 平成27年 3月17日 原子炉設置変更許可申請
- 平成27年 7月 3日 工事計画認可申請
- 平成27年11月16日 // の補正書を提出
- 平成28年 1月22日 // を再提出
- 平成28年 2月29日 //
- 平成28年 4月27日 //
- 平成28年 5月27日 工事計画認可申請の補正書を再提出

<高浜発電所1、2号機の工事計画認可申請の概要>

	構成	内容	対象数	申請する主な設備
申請 (H27.7.3)	・基本設計方針 ・要目表 ・添付資料 ・添付図面	・各設備に対する基本設計方針の策定。 ・機器の名称、容量、寸法等を記載した要目表の策定。 ・最大加速度700ガルの基準地震動に基づく耐震評価に用いる解析曲線などの資料の策定。 ・各機器の詳細図面の策定。	約440設備 (耐震安全性評価が必要となる設備の数は約300設備)	○原子炉冷却系統施設 ・恒設代替低圧注水ポンプ ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・原子炉下部キャビティ注水ポンプ ○計測制御系統施設 ・原子炉下部キャビティ水位計 ○原子炉格納施設 ・外部しゃへい建屋(トップドーム) ・静的触媒式水素再結合装置 ○非常用電源設備 ・空冷式非常用発電装置 ・電源車 ○緊急時対策所
1回目の補正申請 (H27.11.16)	・添付資料 (一部の機器の強度評価、および主要機器の耐震安全性評価の結果を追加) ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面	【強度評価を行った一部の機器】 余熱除去配管および弁 【耐震安全性評価を行った主要機器】 蒸気発生器、炉内構造物、制御棒クラスタ 等(計約30設備) ・基本設計方針、要目表、添付資料、添付図面の記載の充実、適正化。		
2回目の補正申請 (H28.1.22)	・添付資料 (一部の機器の強度評価、および耐震安全性評価の結果を追加) ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面	【強度評価を追加した機器】 原子炉容器、加圧器、恒設代替低圧注水ポンプ等 【耐震安全性評価を追加した機器】 使用済燃料ラック、内部スプレイポンプ、タービン動/電動補助給水ポンプ等の補機(前々回(H27.11.16)の約30設備と合わせて計約150設備を実施) ・原子炉設置変更許可申請で補正した内容を踏まえ、基本設計方針、添付資料の記載内容の充実、適正化。		
3回目の補正申請 (H28.2.29)	・添付資料 (一部の機器の強度評価、および耐震安全性評価の結果を追加) ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面	【強度評価を追加した機器】 消火水配管、送水車等 【耐震安全性評価を追加した機器】 補機設備(燃料取替用水タンク、余熱除去クーラ等)、火災・溢水防護・竜巻飛来物防護対策設備(火災受信機盤、水密区画壁等) 〈前々回(H27.11.16)の約30設備、前回(H28.1.22)の約120設備と合わせて、計約300設備を実施(炉内構造物、制御棒クラスタ等は評価継続中)〉 ・原子炉設置変更許可申請で補正した内容を踏まえ、基本設計方針、添付資料の記載内容の充実、適正化。		
4回目の補正申請 (H28.4.27)	・添付資料 ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面	【耐震安全性評価の結果を追加】 評価継続中であった炉内構造物、制御棒クラスタ、燃料集合体の評価結果を追加。その他、基本設計方針、添付資料等の記載内容の充実、適正化を実施。		
今回 補正申請 (H28.5.27)	・添付資料 ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面	【記載内容の適正化等を実施】 審査会合等の中でいただいたご指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を実施。		

高浜発電所1、2号機の工事計画認可申請の補正書の概要

○工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法第43条)に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。

○工事計画認可申請書は、申請者氏名・名称、工事計画(基本設計方針、機器の仕様等を記載する要目表、品質管理方法)、工事工程表、変更の理由、および各機器の詳細な内容を記載した添付書類(添付資料、添付図面)で構成。

＜主な補正内容＞

	＜例＞													
	前回（平成28年4月27日）	今回（平成28年5月27日）												
【要目表】 記載内容の適正化	・原動機との連結方法（2号機設備、重大事故等時のみ1・2号機共用） ・（注8）記載の適正化を行う。既工事計画書には <u>スカート</u> を含めた高さである「4110」と記載	・ （ディーゼル発電機） 原動機との連結方法（2号機設備、重大事故等時のみ1・2号機共用） ・（注8）記載の適正化を行う。既工事計画書には <u>支持脚</u> を含めた高さである「4110」と記載												
【基本設計方針】 記載内容の充実	・ケーブルトレイに設置する蓋には、消火水がケーブルトレイへ浸入するための開口を設置する設計とする。	・ケーブルトレイに設置する 鉄製の 蓋には、消火水がケーブルトレイへ浸入するための開口を設置する設計とする。												
【添付資料】 記載内容の充実	・緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は ..（途中略）..中央制御室以外の場所に設置する。	・緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は ..（途中略）..中央制御室以外の場所 として屋外のE.L.25.0m に設置する。												
【添付資料】 記載内容の適正化	・「運転員」 ・「100% <u>まで</u> の湿度を設定」	・「 運転員等 」 ・「100%の湿度を設定」												
【添付資料】 記載内容の充実	—	＜電源車（緊急時対策所用）に関する設備設計情報の追加＞ 第3-7表 電源車（緊急時対策所用）（1・2・3・4号共用）の負荷リスト <table><tr><th>主要機器名称</th><th>容量(kVA)</th></tr><tr><td>通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)</td><td>約31.7</td></tr><tr><td>緊急時対策所空気浄化ファン、フィルタユニット</td><td>約42.6</td></tr><tr><td>モニタリング設備他</td><td>約7.8</td></tr><tr><td>その他(照明設備、誘導灯等)</td><td>約51.9</td></tr><tr><td>合計</td><td>約134.0</td></tr></table>	主要機器名称	容量(kVA)	通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約31.7	緊急時対策所空気浄化ファン、フィルタユニット	約42.6	モニタリング設備他	約7.8	その他(照明設備、誘導灯等)	約51.9	合計	約134.0
主要機器名称	容量(kVA)													
通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約31.7													
緊急時対策所空気浄化ファン、フィルタユニット	約42.6													
モニタリング設備他	約7.8													
その他(照明設備、誘導灯等)	約51.9													
合計	約134.0													

電気事業法では、原子力発電工作物の改造等(撤去含む)を行う際は、事前に工事計画の認可または届出を行うことが定められていることから、本補正書の提出に合わせて、電気事業法に基づく高浜発電所1、2号機の工事計画認可申請書および届出書を、本日、経済産業大臣と原子力規制委員会宛に提出。